

電気通信大学は不当な雇止めを撤回し、K 講師を復職させよ！

電通大を東京地裁に提訴！

パワハラ被害者がクビに！！ 加害者の教授はお咎めなし？！

教員が雇止めを学生から知らされる？！

2017 年 10 月、S 教授は講義中に大勢の学生の前で K 非常勤講師をやめさせてやると発言。その講義に出席した学生から、K 講師は自分がクビになることを初めて知らされました。同年 12 月に大学は K 講師に雇止めを文書ではなく口頭で通知。実際に K 講師はその年度で契約を打ち切られ、雇止めになりました。しかし通知より半年以上前の同年 5 月の代議員会において S 教授の先導により、K 講師の雇止めが決定されていたことが、その後の団体交渉および組合の調査で明らかになりました。その決定は半年以上も本人に知らされず、S 教授の漏洩によって本人よりも先に学生が知ることになったのです。S 教授はこの不適切行為について、何らの処分も受けていません。大学が当事者の知らないところで審議や決定を行い、当事者に永い間何も知らせないことも大きな問題です。

クビの根拠は単位を落とした学生の苦情！

K 非常勤講師の雇止めの根拠は、成績評価に関する苦情を申し立てた学生を大学が聴取した際、授業内容にも苦情を述べたということでした。通常、学生から苦情があった場合は教員も事情を聴取されます。しかし K 講師には何らの聴取も行われませんでした。大学は学生からの一方的な苦情を根拠に、非常勤講師に一切の弁明の機会も与えずにクビを宣告したのです。正規教員が事情聴取もされずに一方的に処分されることはあり得ません。これは、教育現場において底辺を支える非正規教員に対するあからさまな差別です。教育機関がこのような差別を行うのは許されません。また、授業アンケート等での学生からの意見は授業の改善に用いられるべきものであり、そのまま人事に利用されるべきではありません。

大学側が和解提案を拒否したため、やむを得ず提訴しました。(2021.3.30)

傍聴でのご支援をよろしくお願いいたします！

電気通信大学非常勤講師訴訟 第 1 回期日 **6 月 4 日 (金) 午前 10 時から**

東京地方裁判所 6 階 619 号法廷 (地下鉄「霞ヶ関駅」A1 出口から徒歩 1 分)

紛争をいたずらに拡大・長期化させていく、使用者としての責任をかなぐり捨てた大学の対応は即刻改めるべきです。組合は一日も早い解決を目指して、今後も取り組みを続けます。

首都圏大学非常勤講師組合

(東京公務公共一般労働組合 大学・専門学校非常勤講師分会)

FAX 03-6734-1188 <http://hijokin.web.fc2.com>

shutoken1996@gmail.com 担当：志田 慎

電話 03-5395-5255 (公共一般/担当：松崎)



2021.4.12

カンパのご協力も
お願いします！



中央労働金庫 池袋支店：店番号 302 普通 1772488

東京公共一般労働組合 争議団 中央執行委員長齋藤誠一

※振り込み人のお名前の後に、「デンツウダイサイバン」とご記入ください。